



2022年8月4日

各位

インフラファンド発行者名  
東京インフラ・エネルギー投資法人  
代表者名 執行役員 永森 利彦  
(コード番号 9285)  
管理会社名  
東京インフラアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永森 利彦  
問合せ先 執行役員管理本部長  
兼財務経理 IR部長 真栄田 義人  
(TEL: 03-6551-2833)

第三者割当による新投資口発行における発行口数の確定に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2022年6月30日及び2022年7月11日開催の本投資法人役員会において公募による新投資口発行（一般募集）及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議いたしました第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による新投資口発行に関し、本日、割当先であるみずほ証券株式会社より、発行予定投資口数の全部につき申込みを行う旨の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、2022年6月30日付で公表した2022年12月期、2023年6月期及び2023年12月期の運用状況の予想については、影響が軽微なため、現時点での修正はありません。

記

- (1) 発行新投資口数：3,245口  
(発行予定投資口数 3,245口)
- (2) 払込金額：1口当たり金89,099円  
(発行価額)
- (3) 払込金額：289,126,255円  
(発行価額)の総額
- (4) 申込期間：2022年8月8日(月)  
(申込期日)
- (5) 払込期日：2022年8月9日(火)
- (6) 割当先：みずほ証券株式会社

ご注意: 本報道発表文は、グリーンエクイティとして本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



<ご参考>

1. 本第三者割当による新投資口の発行は、2022年6月30日及び2022年7月11日開催の本投資法人役員会において、公募による新投資口発行（一般募集）及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議されたものであります。

本第三者割当の内容等につきましては2022年6月30日付で公表した「グリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」及び2022年7月11日付で公表した「グリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 本第三者割当による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	176,011 口
本第三者割当に伴う増加投資口数	3,245 口
本第三者割当後の発行済投資口の総口数	179,256 口

3. 本第三者割当による調達資金の使途

本第三者割当による新投資口発行の手取金289,126,255円については、全額手元資金とし、将来の本グリーンファイナンス・フレームワーク（注1）に定める適格基準（注2）を満たす新たな特定資産の取得資金の一部又は本グリーンファイナンス・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産の取得資金に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当する予定です。

（注1）「本グリーンファイナンス・フレームワーク」とは、本投資法人が、投資口の発行を含む、環境の改善に向けてポジティブなインパクトをもたらす事業（グリーンプロジェクト）に係る資金調達（以下「グリーンファイナンス」といいます。）の実施のために、現在我が国及び世界の資本市場において幅広く認知されているESG（注3）投資に関連する基準及びガイドライン等である「グリーンボンド原則（Green Bond Principle）2021年版」（注4）、「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注5）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021年版」（注6）及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」（注7）で定められる4つの核となる要素（1. 調達資金の使途、2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理並びに4. レポーティング）を参照し、策定したグリーンファイナンス・フレームワークをいいます。以下同じです。

（注2）「適格基準」とは、本グリーンファイナンス・フレームワークに定める以下の基準をいいます。

- ・ 専門家レポートによる建築関連法規及び電気事業関連法規の遵守状況等、法定点検資料に基づく各種指摘事項に関する内容、開発許可、農地法に基づく転用許可等、再エネ特措法に基づく事業計画認定その他の必要な許認可の取得状況等を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- ・ 対象設備の取得にあたり、紛争が生じていないこと
- ・ O&M業務（運転・保守・管理業務を意味します。）の外部委託により、適切なメンテナンスを実施すること
- ・ 保有期間において、第三者の専門家による発電量予測を参考に、発電設備等の取得時点から将来における発電量、それに伴う長期にわたる二酸化炭素削減効果を受けることが可能であること

（注3）「ESG」とは、環境（Environment）、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の3つの分野を総称していいます。

（注4）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されている、グリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



- (注5)「グリーンボンドガイドライン 2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいいます。
- (注6)「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2021年版」とは、ローン市場協会 (LMA) 及びアジア太平洋地域ローン市場協会 (APLMA) により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。
- (注7)「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインで、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。なお、本グリーンファイナンス・フレームワークにおいてサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインは対象外です。
- (注8)調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokyo-infra.com/>

ご注意: 本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。